

議第五十四号

岐阜県警察関係手数料徴収条例及び岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県警察関係手数料徴収条例及び岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和二年二月二十日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県警察関係手数料徴収条例及び岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県警察関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一二の表一の項中「第三条第一項又は第二項」を「第三条」に改め、同表三の項中「第七条第四項」を「第七条第五項」に改める。

(岐阜県使用済金属類営業に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県使用済金属類営業に関する条例(平成二十五年岐阜県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第五号及び第六号中「古物営業法第二十四条」を「古物営業法第二十四条第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

提 案 説 明

古物営業法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。